

はしがき

本書は、「第3版」まで版を重ねた前著・手島孝他編著『基本行政法学』（法律文化社・初版1993年）を引き継ぎつつ、この「改訂」としてではなく、新しい編集方針のもとに、新進気鋭の若手執筆陣を加えて、文字どおり新著として書き下ろした行政法総論に関する体系書である。

前著は、国内外の時代の変遷、行政法令の制定改廃、および関連判例の増大などにもある程度対応できるように編集・執筆されたが、このところの行政法を包む環境・制度の変化はすさまじく、法律文化社のお勧めもあり、この際、構成・内容・体裁を一新して、新しく出直すことにしたものである。

この間、とくに司法制度改革による法科大学院の設置・新司法試験の実施は、法曹養成に多くの課題を引き起こしつつあるが、また法学・行政法教育のありかたにもおおきな影響をあたえた。すなわち、理論より実務へ、外国法の比較研究教育より日本法プロパーの教育へ、および行政組織法・活動法（作用法）より争訟部門・判例研究へのシフトなどが、その代表的傾向である。

また、地方分権改革により、広く行政法のうち、国家行政より自治体行政へ、法の適用・解釈から政策法務へと重点・関心の移動があり、これらを「行政法総論」のテキストとして、どう取り込み・位置づけるか、目下、大きな分岐点にたっているといつてよい。

さらに、高度科学技術の発展、国内外の「リスク」の増大により、市民の「安心・安全」のための行政（法）、とりわけ未曾有の3・11東北大震災・原発事故によって白日の下に曝された防災行政のしくみ・実態（狭義の災害予防から復旧・復興、損害賠償、原発規制の問題など）が、国・自治体の行政活動全般、それらと民間の諸活動との関係、およびこれらに関する法制度・理論のありかたに根本から見直しを迫りつつある。

このようななか、大海原に帆をあげる本書の特徴をあげれば、次の諸点をあげることができよう。

本書は、大学の法律系の学部・学科における行政法教育のためのテキストたることを主たる目的に、従として市民・行政体・公務員のための行政法令の解釈・適用の法的規準の提供をめざし、内容的には、行政法に関する基礎理論をベースに、国家行政のみならず自治体行政に関する法の解釈を中心に、政策法務への言及を行い、全体として理論と実務に貢献できるよう、かつ、初心者にもわかりやすく行政法の総論基礎に関して共同執筆したものである。この点、行政法(学)の細分化・特化が進みつつある今日、「2～3兎を追う」の弊のおそれもあるが、あえて、これらの諸課題の円滑な克服をめざしたものである。

次に、「理論」(ドイツ法)、「判例」(フランス法)、「手続・過程」(英米法)、および実定法の「政策手段」化(日本)、それぞれに強いという各国行政法の相対的特色のなかで、外国法から影響を受けながらも独自性を発揮しつつあるわが国行政法において、これらの平行四辺形的凝縮・バランスに配慮したこと、である。

第三に、ほぼ各章ごとに、「コラム」欄を創設し、執筆者に章テーマに関連する判例の解説、立法・学説の動向などの「話題」をとりあげて自由に執筆していただいた。本文と合わせて読まれると、一層解説・論点が明確になろう。

このような本書が成るにあたって、まず出版・編集方針にそって、それぞれ一定の項目について、短期間に力作を脱稿していただいた各執筆者に、編者として衷心よりお礼を申し上げる。とくに、「コンパクトに」・「統一性」の確保といった編者の注文に快く応諾していただいたことに対して、各人の自由な研究成果を生かしきれてないのではと、危惧の念を禁じえないところである。

最後に、きびしい出版事情のなか、良質の出版活動を一貫して展開されており、かつ、本書の出版、企画、編集、校正まで大変な御指導をいただいた法律文化社、とくに秋山泰・掛川直之氏に、衷心より感謝申し上げる。なお、巻末の索引については、ご多忙のなか、共同執筆者の小原清信氏に労を煩わせることになった。ここに記して、お礼を申し上げる。

ともあれ、本書は、前著を含めれば2度目の大江湖への進水である。「ネット・検索」万能時代の今日、本書による航海が順風満帆とはいかないまでも、広く読者に、頼られる学びの爽り多い船旅になることを、切に希望するしだいである。

2011年10月

中川 義朗・手島 孝